

仕 様 書

- 1 件 名 使用済量水器の売却（令和7年度第1回）（単価契約）
- 2 契約期間 契約締結日から令和7年9月18日まで
- 3 搬出場所 草加市上下水道部指定場所
(1) 新栄配水場
埼玉県草加市新栄三丁目1番地2
(2) 社会福祉法人草加市社会福祉事業団 草加市障害福祉サービス事務所
つばさの森（以下「つばさの森」という。）
埼玉県草加市柿木町1105番地2
- 4 積算方法 売却数をもとに、契約額を見積もること。
- 5 支払方法 業務完了払

6 業務内容

草加市上下水道部が保管している使用済量水器（収納プラスチックケースを含む。）を買い取り、施設内から搬出する。

搬出する使用済量水器には、銅合金部及びガラス部並びにプラスチック部に分解済のものがあるが、そのすべてを買い取り搬出する。

(1) 搬出量水器

ア 新栄配水場

口径	13mm	接線流羽根車単箱式量水器	2,200個（予定）
口径	20mm	接線流羽根車複箱式量水器	2,800個（予定）
口径	20mm	接線流羽根車複箱式量水器（分解済）	180個（予定）
口径	25mm	接線流羽根車複箱式量水器	35個（予定）
口径	30mm	接線流羽根車複箱式量水器	3個（予定）
口径	40mm	たて型軸流羽根車式量水器	20個（予定）
口径	75mm	たて型軸流羽根車式量水器	1個（予定）

イ つばさの森

口径	20mm	接線流羽根車複箱式量水器（分解済）	1,655個（予定）
----	------	-------------------	------------

(2) 搬出方法

受注者自らが搬出すること。また、搬出に必要な重機・資材等は、受注者の負担とすること。なお、草加市から使用済量水器の搬出依頼を受けたときは、速やかに搬出すること。

7 売却数

6, 894個（予定）

8 安全配慮

受注者は、使用済水量水器を搬出するに当たり、車両等の出入の際は安全に十分な配慮をすること。

9 事故・施設等の損傷の責任

搬出作業中に受注者の責めに帰すべき要因による事故・損傷が発生した場合、直ちに草加市にその内容を報告し、適切な措置を講ずるとともに、受注者の責任において対応・復旧すること。

10 その他

(1) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

(2) 草加市環境マネジメントシステムに関する取組に協力すること。

(3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

イ 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

(4) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。

(5) 本仕様書に疑義のある事項又は定めのない事項については、必要に応じて担当課及び受注者で協議するものとする。

11 問合せ先 草加市上下水道部水道営業課 営業係 針谷

草加市氷川町2118番地5

電話 048-927-2220（直通）

FAX 048-927-1561